

税務における第一人者
“税務マエストロ”による税実務講座

税 務 マエストロ

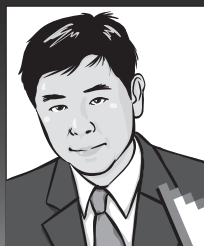
TAX MAESTRO

今週のマエストロ&テーマ

令和4年度改正 (2)

#274

熊王征秀
(税理士)



略歴

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、著書多数。

現在

東京税理士会会員相談室委員

東京地方税理士会税法研究所研究員

日本税務会計学会委員

大原大学院大学教授

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。
ta@lotus21.co.jp

マエストロの解説

今回は、令和4年度の消費税改正のうち、公売特例や仕入明細書の取扱いなど、免税事業者の登録申請手続の他に手当てされたインボイス関係の改正内容を確認する。

I 公売等の特例

1 公売による財産の処分

公売等による財産の売却については、原則として譲渡人である滞納者がインボイスを交付し、買受人がそのインボイスを保存する必要があるが、「媒介者交付特例」を適用して、公売等の執行機関が滞納者に代わってインボイスを交付し、買受人がそのインボイスを保存することにより仕入税額控除を認めることとしている。

<参考>

「媒介者交付特例」とは、次の①及び②の要件を満たすことにより、受託者の名称や登録番号などを記載したインボイスを、委託者に代って交付することができる制度である（次頁上図参照）。

- ① 委託者と受託者のいずれもが適格請求書発行事業者であること
- ② 書面又は契約書などにより、委託者が適格請求書発行事業者である旨を受託者に通知すること

(消令70の12・インボイス通達3-7、3-8・インボイスQ&A問39)

2 公売等の特例

公売等により落札（購入）した財産について、買受人が滞納者から直接インボイスの交付